4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、信託、財団、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二条

千九百六十八年の議定書3の次に次の3A及び3Bを加える。

3A　条約第二十六条の規定に関し、同条の規定は、ベルギーの地方公共団体が課する租税に関する法令の規定の運用又は執行に関連する情報の交換であつて、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するものについて、適用する。

3B　条約第二十六条5の規定に関し、

(a)　銀行その他の金融機関、信託、財団、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報を入手するために、ベルギーの税務当局は、同条3の規定又はベルギーの法令のいかなる規定にもかかわらず、そのような情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有する。

(b)　一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第三条

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、この議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に課される租税

(b)　ベルギーについては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税期間又は同日以後に生ずる課税対象

3　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年1月二十六日にブリュッセルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
横田淳

ベルギー王国政府のために
ディディエ・レンデルス

総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE CONVENTION
BETWEEN JAPAN
AND THE KINGDOM OF BELGIUM
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

The Government of Japan and the Government of the Kingdom of Belgium,

Desiring to amend the Convention between Japan and the Kingdom of Belgium for the avoidance of double taxation with respect to taxes on income, signed at Tokyo on 28 March 1968, as amended by the Protocol signed at Brussels on 9 November 1988 (hereinafter referred to as "the Convention") and the Protocol signed at Tokyo on 28 March 1968 which forms an integral part of the Convention, as amended by the Protocol signed at Brussels on 9 November 1988 (hereinafter referred to as "the Protocol of 1968"),

Have agreed as follows:

ARTICLE I

Article 26 of the Convention shall be deleted and replaced by the following:

"Article 26

1. The competent authorities of the Contracting States shall exchange such information as is foreseeably relevant for carrying out the provisions of this Convention or to the administration or enforcement of the domestic laws concerning taxes of every kind and description imposed by or on behalf of the Contracting States, or on behalf of the local authorities of Japan, insofar as the taxation thereunder is not contrary to this Convention. The exchange of information is not restricted by Articles 1 and 2.